橿原市青少年センター運営委員会 会議録

日　　時：令和８年８月２７日（木）午前１０時００分
場　　所：中央公民館 ４階 第２会議室
出席委員：山本委員、松村委員、末次委員、河内委員、
　　加藤委員、金井委員、吉岡委員
事 務 局：河野局長、宮田人権・地域教育課長(兼青少年センター長)、
　　黒田人権・地域教育課長補佐、山本人権・地域教育課統括調整員、
　　事務局、事務局

傍 聴 者：なし

１．　開会挨拶　　河野局長

２．　青少年センター運営委員紹介

３．　議　案
（１）令和７年度橿原市青少年センター事業報告について
　① 橿原市青少年指導委員協議会事業報告について
　② 橿原市青少年センター巡回指導等の活動状況について
　③ 橿原市青少年センター悩み相談内容別状況について
（２）令和８年度橿原市青少年センターの運営について
　① 橿原市青少年指導委員委嘱状況について
　② 橿原市青少年指導委員協議会事業計画について
　③ 橿原市青少年センター巡回指導等の活動状況について（中間報告）
　④ 橿原市青少年センター悩み相談内容別状況について(中間報告)

４．　その他

【事務局】
定刻となりましたので、これより始めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
本日は、委員の皆様にはご多用の中、橿原市青少年センター運営委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。
本日の出席委員は７名で橿原市青少年センター規則第６条第２項（委員の過半数の出席）の規定に基づき会議は成立しております。
只今より令和８年度第１回橿原市青少年センター運営委員会を開催いたします。
本日は、傍聴の希望はございません。
なお本日の会議は会議録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。
議案審議に入る前に資料の確認をお願いします。
先日お渡し致しましたホッチキス留めの資料１部と、机上にある座席表となっておりますがお手元にありますでしょうか。
それでは、次第日程１　開会挨拶を事務局長が申し上げます。
局長、よろしくお願いします。

【局長】
教育委員会事務局長でございます。本来であれば教育長の方が出席しまして、ご挨拶させ

ていただくところでございますが、今日は議会が、開会ということで、出席できませんので、私の方からご挨拶させていただきます。 まず、本日、こうしてお忙しい中、そしてまだまだ暑さ厳しい中、ご出席賜りまして、ありがとうございます。また日頃から青少年健全育成に関わりまして、ご理解ご協力賜りまして、厚くお礼申し上げます。本日ですが、次第にありますように、令和７年度の事業報告や活動状況について、また、令和８年度の事業計画、またこれまでの中間報告をさせていただく予定としております。委員の皆様からは様々なご意見をいただきまして、また今後の青少年のセンター活動に生かしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただけたらと思います。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

次に、日程２　令和７年６月１日より委嘱させていただいております　委員のみなさんを紹介させていただきます。

本日お配りした座席表と資料の４ページをご覧ください。

橿原市民生児童委員協議会会長の　山本（やまもと）　邦彦（くにひこ）　様でございます。

橿原市保護司会会長の　松村（まつむら）　惠由（しげよし）　様でございます。

橿原市社会教育委員会代表の　末次（すえつぐ）　幸子（さちこ）　様でございます。

橿原市立中学校長会代表の　河内（こうち）　剛（たけし）　様でございます。

橿原市ＰＴＡ連合会代表の　加藤（かとう）　行敏（ゆきとし）　様でございます。

橿原警察署生活安全課長の　金井（かない）　大典（だいすけ）　様でございます。

橿原市青少年問題協議会代表の　吉岡（よしおか）　眞（まこと）　様でございます。

委員のみなさまには、令和９年５月３１日までの約２年間（残り約１年）、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

橿原市教育員会 事務局長の河野（こうの）　悦昌（よしあき）でございます。

人権･地域教育課課長　兼青少年センター長の宮田（みやた）　弘（ひろむ） でございます。

人権・地域教育課課長補佐の黒田（くろだ）　陽子（ようこ）でございます。

人権・地域教育課統括調整員の山本（やまもと）　晃（あきら）　でございます。

青少年センター指導員の土谷（つちたに）　宗伯（むねのり）でございます。

最後にわたくし、青少年センター指導員の友金（ともがね）　裕雅（ひろまさ）でございます。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、次第に添いまして進めていきたいと思います。日程３　議案の前に確認しておきます。

橿原市青少年センター規則第５条第２項の規定に基づき、委員長・副委員長につきましては昨年度選任していただいております。

【事務局】

続きまして会議録署名委員の選任でございますが、お願いできますでしょうか。

【委　員】
わかりました。

【事務局】
それでは、議事に入ります前に委員長にご挨拶をいただきます。
委員長　よろしくお願い致します。

【委員長】
ただいま、ご指名に預かり、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
皆様におかれましては、日頃より青少年育成活動にご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。
さて、ご周知のとおり近年青少年を取りまく環境は変化してきております。
いじめや児童虐待、子どもの貧困問題、SNS による様々な事件など、日々、新聞、テレビなどで報じられているところです。そのことによる青少年の心への影響というのも大変危惧されるところです。
青少年センターの運営にあたりましては、警察や学校、各関係団体と連携いたしまして、青少年の心に寄り添った青少年育成事業を提供できればと考えております。
本日は皆様のご意見、ご審議どうぞよろしくお願いいたします。
はなはだ簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

【事務局】
ありがとうございました。
それでは、委員長に日程３　議案 の本日の議事進行をお願い致します。

【委員長】
それでは、議案（１）令和７年度橿原市青少年センター事業報告について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】
令和７年度　青少年指導委員協議会事業報告について、ご説明させていただきます。５ページ資料１をご覧ください。
５月２９日ロマントピアホールにて、総会および研修会を開催いたしました。総会の後の第１回研修会では､橿原警察署生活安全課　根来　敏課長より｢県内における少年非行概況」と、橿原警察署交通課　山本　佳昭課長による「自転車等の安全運転と法改正について」をご講演頂き、８８人が参加しました。
第２回は１１月６日、子ども若者育成支援強調月間記念講演会、並びに第２回研修会として、市中央公民館で特定非営利活動法人奈良情報セキュリティ総合研究所日置慎治氏による「SNS に潜む危険～自分を守るネットリテラシー～」についての講演に５９人が参加しました。

【事務局】
６ページ資料１―１をご覧ください。令和７年度も市内各小中学校それぞれ２回ずつ、指導員の方々に巡回・巡視活動を実施していただきました。特に問題もなく実施の終了報告をいただいております。参加延べ人数は３５０人でそのうち２４６人が委嘱した指導委員で、その内訳は表のとおりです。
次に、７ページ資料２　令和７年度青少年センターの活動状況一覧表につきまして報告させていただきます。まず、表を見ていただきますと、左側から青少年センターがかかわっています主な行事、次の欄は青少年センターが行っております街頭指導活動、次の欄が青少年指導委員協議会活動、次に少年サポート強化デー、最後に悩み相談という項目になっております。

項目について簡単に説明させていただきます。一番左の主な行事につきましては５月２９日に青少年指導委員協議会総会並びに第１回研修会、７月２日に県庁職員・橿原警察と共に合同立入巡回啓発活動、１１月６日には子ども・若者育成支援強調月間記念講演会並びに第２回研修会を実施しました。次に街頭指導活動ですが、細かく見ますと巡回指導、朝・夜巡回指導、不審者件数と３つに分かれております。まず、巡回指導につきましては小学校を対象に１５校区を５つの班に分けまして１日１班の巡回巡視を行い通学路での見守りや挨拶等の声掛けを行ってまいりました。長期の夏休み、冬休み、春休みにつきましては午前に１回、午後に１回それぞれ巡回しておりますので回数的には多く巡視しておりますが、日数では表の通りです。次に朝と夜の巡回指導になりますが、これにつきましては、６中学校校区を北部と南部に分け、朝の１０時頃、夕方の５時頃の下校時に巡回巡視を実施しております。

さらに、学校教育課から不審者情報をいただいたその件数を載せておりますが、不審者情報をいただいた時点で、その付近の重点巡視を１週間程度行っております。不審者の内容は多い順に、声かけ１０件、つきまとい７件（うち２件は声かけあり）、盗撮７件、露出が１件等です。

次に、青少年指導委員協議会活動は先程報告した月ごとの内訳になります。

続きまして、少年サポート強化デーについてですが、これは月の第３金曜日、警察、中南和サポートセンター、補導委員の方々とのイオンモールやツインゲートの巡視活動ですが、昨年度は４度参加しました。

【事務局】

続きまして､橿原市青少年センター悩み相談内容別状況について説明させていただきます。８ページの資料３をご覧ください。令和７年度の悩み相談の内容別状況について説明いたします。相談件数１７件で、電話による相談が１０件、面接相談が３件、メールでの相談が４件でした。

特に不登校の相談に対しては、保護者の思いをきちんと聞き取り、状況に応じて小中学生には適応指導教室「虹の広場」や学校でのカウンセリングを受けるように助言し、高校生には県立教育研究所の「あすなろダイヤル」や高田こども家庭相談センターを紹介しました。昨年の相談内容から数例紹介したいと思います。

特異な例として、大人の方で悩んでおられる件が２件ありました。ひとつは自身の感情の起伏が激しく泣いたりする、週に２回介護老人福祉施設で勤務している、という方。市の障がい福祉課と連携し、話を聞いてもらっています。

もう一つは２９歳の女性の方。人間関係を構築するのが不得意で現在家だけで生活を送る。福祉総務課と連携し、話を聞いてもらっています。また、県教育振興課委託事業としてのNPO法人キャリアサポートセンター奈良や、「ひきこもり家族の会　子どもの自立で悩むご家族大集合」などのチラシを紹介しました。

全体を通してやはり多いのは不登校に関してで、これについては話をまず聞き、学校や教委と連携を図り、丁寧に対応にあたり、本人や親御さんが学校や関係施設に相談しやすい環境を作っていくように努めています。

令和７年度の相談状況については、以上です。

【委員長】

只今、３点についてご報告いただきました。委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。

別段ないようですか。そうしたら今までの報告についてはご了承いただいたものとして、次に進めさせていただきます。

次に、（２）令和８年度橿原市青少年センターの運営についての案件に入ります。まず、①橿原市青少年指導委員委嘱状況について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

令和８年度橿原市青少年指導委員選定並びに委嘱状況について説明いたします。９ページの資料４をご覧ください。青少年指導員は、地域の祭りや校区内の巡視を主な活動としてい

ます。それぞれ指導委員さんは、各団体にお願いをして、推薦していただきました。団体というのは、小学校・中学校の先生、PTA、自治委員会、保護司会、民生児童委員協議会、ボーイスカウトで、これらの団体にお願いして推薦をいただいております。推薦人数については備考欄に示されているとおりで､合計１６７名の方々を市教育委員会より委嘱しております。任期は、令和８年６月１日～令和９年５月３１日までとなっております。

【委員長】
以上の説明で何かご意見、ご質問等はございませんか。それでは①につきましてはご了承いただいたものとして、次に進めさせていただきます。
では、②橿原市青少年指導委員協議会事業計画及び③橿原市青少年センター巡回指導等の活動状況の中間報告についてと④橿原市青少年センター悩み相談内容別状況の中間報告について併せて事務局より説明をお願いします。

【事務局】
令和８年度橿原市青少年指導委員協議会事業計画について説明いたします。１０ページの資料５をご覧ください。まず、総会並びに第１回研修会は昨年に引き続き５月２８日(木)午後１時３０分より、かしはら万葉ホール、ロマントピアホールで行いました。研修会では橿原警察署生活安全課係長による｢橿原市内または奈良県内における青少年非行概況について」の講演と､同じく橿原警察署交通課係長による｢自転車等の安全運転および法改正について」をご講演いただきました。
次に子ども・若者育成支援強調月間記念講演会並びに第２回研修会につきましては令和８年１１月５日（木）に中央公民館３階講堂で実施の予定をしており、講師は奈良県少年鑑別所の方にお願いしておりますが、演題は未定です。

【事務局】
続いて、各学校活動班の活動計画について１１ページの資料５―１をご覧ください。各学校の活動計画を掲載しております。祭りの巡視や校区巡視を計画していただいています。
令和８年度橿原市青少年センター巡回指導等活動の中間報告をさせていただきます。１２ページの資料６をご覧ください。５月２２日に総会に向けた役員会を行い、５月２８日には先程述べたように総会並びに研修会を実施しました。７月２日には合同立入巡回啓発活動を行っております。なおこの活動は「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づく立入調査で、青少年の健全な育成を阻害する有害環境の点検・浄化活動を行うものです。具体的には、県教育振興課、橿原警察署、奈良警察少年課少年サポートセンター、県教委事務局と合同で業者（書店・ビデオ販売レンタル店・ゲームセンター）に対し青少年の健全育成に向けた協力要請や啓発を行うとともに、対象店の実態を把握し、必要な改善・指導を行うものです。
次に今年度の巡回指導等活動状況については先ほど説明があったとおりの内容で、月別日数は一覧表のとおりです。朝・夜巡視につきましては、午前１０時頃に中学校区を見て回ります。中学生等の怠学はないか、また夕方の６時頃の巡視では中学生の下校時間に合わせて見守り巡回指導を行っている活動で、月別回数は一覧表のとおりです。青少年指導委員協議会活動は、各学校では校区巡視も含めて活動が実施されました。次の少年サポート強化デーにつきましては、年間数回実施されています。悩み相談については、活動を児童生徒や保護者に知ってもらうために、今年度も幼稚園・小学校・中学校・公民館等にリーフレットを配布しました。相談件数としては１８件です。

【事務局】
令和８年度の悩み相談内容別状況を説明させていただきます。続きまして、１３ページの資料７をご覧ください。令和７年度の４月から７月までの悩み相談の内容別状況について説明いたします。相談件数１８件で、電話相談が１４件、面接相談が２件、メールでの相談が２件でした。内容は学校問題が１５件、家庭問題が２件、健康の相談が１件でした。
学校問題では、子どもと教員との関係がうまくいかないなど保護者からの話を聞き、直接

学校の管理職に内容をお話したり、学校教育課を通じて学校の対応をお願いしたり、また、虹の広場とも連携しながら対応を考えることもありました。
健康の相談については、お子さんの極端な偏食に関する内容で、医療につなげることも示しながら、解決法の糸口を見つけられるよう、助言しました。
今年はさらに青少年センターの悩み相談活動を広く知っていただこうと、リーフレットを幼稚園・保育所、小学校、中学校の全生徒、保護者向けに配布することに加えて、昨年から地区公民館に、今年度より市内各郵便局、ＪＡ各支店、近鉄百貨店にも置いてもらって、周知しています。
令和８年度の相談状況については、以上です。

【委員長】
ありがとうございます。只今、（２）②、③、④についてご報告をしていただきました。委員の皆さまの方から何かご質問はございませんか。

【委　員】
悩み相談が気になって。どんな事案があるのかよくわかりましたけれども、リーフレットあれば見せてほしい。それと７年度からどれほど引き続いて相談が寄せられているのか、そういったところを教えていただけばと思うのですが。

【事務局】
私は７年度は担当してやってなかったのですが、資料から見ると、７年度から引き続いているのは無くて、８年度は新しい方がという形で入っているものばかりです。

【事務局】
公民館の方に配布していただいているンですけども、ほとんど減っていないようです。

【委　員】
あの、意外と相談ってできないですよね。電話とかできない子がいっぱいいる。それをどうやって拾い上げてやるのかっていうのが、それを言いたかったのですけど。

【委員長】
このパンフレットはどういう周知方法でやってはるんですか。公民館に置いてるだけですか。学校では全児童、生徒に届いているんですか。

【事務局】
学校では全児童、生徒に届いています。

【委員長】
それ以外はどうなんですか。

【事務局】
それ以外は公民館等に置いていて、今年度から近鉄百貨店とかその他民間の施設にも広げようとしているところです。

【委員長】
そういう各方面への啓発の努力はしてはるわけですね。わかりました。
それと先程からもあったように相談内容の方が年を越して引き継いではるんかどうかということがご質問だったかと思うのですが。今お答えいただきましたので。

【委　員】
広報にも載っているんですよね。このチラシを見ない人にも届いてほしいなと思ったんで

すよ。
児童や小中生には配られるが、高校生には行ってないんですよね。２０歳代女性の相談があったと聞くが、そういう人たちだったら携帯メールから知れるということもあると思うので。
毎日のように市役所からメールが来ますよね。市役所の広報にも載せたらどうか。若い子にはそれが一番通じるのかなと。チラシ一枚置いていてもきっとそれだけになってしまっているので。インターネットだったら何回も見られるのかなって思うので。

【委員長】
これはネット検索すれば確認できるのですか。市のホームページに載ってる？

【センター長】
橿原市のホームページで閲覧可能です。SNS での相談は、まだ十分環境が整っていないので、検討させていただきます。

【委　員】
携帯で「橿原市・悩み相談」で検索をかけると、学校教育課が１番に来て、次に青少年センターが来る。たぶん見た人はどっちがいいかなってなると思います。選択肢が複数あるとわかりにくいのではないか。ホームページの取り出しというかちょっと変えてみてもいいのかなと思う。

【事務局】
おっしゃる通り、ややこしいかなっていうのはあるんですけど、結局、しやすいところに相談をするというのが一番いいかなということで。大人の方は、電話でも、それでもしにくいかもわからないですが、子どもたちは、今、SNS の方がずっとハードルが低いので、これは、学校教育課の方で SNS 相談ということで各自がコンピューターを持っています。去年までは、中学生でやってたんですが、今年から小学校の５、６年生にもということで、SNS 相談の方は、学校教育課の方で受けてもらっています。その担当は、去年私もしていたのでよくわかっているんですけど、相談は、子どもたちはそれの方がかなりしてきます。電話相談では、ほぼ保護者です。保護者の方が子どものことを心配してというのが電話相談 。子どもたちが自分で電話するというのは、ほぼございません。その代わりに SNS がどっと増えています。そういうような形で、しやすいところでしてもらったらということで、統一というよりも、これもあるよ、これもあるよという感じで示していると思います。

【委　員】
対象がわかりにくい。「青少年センターにご相談下さい。」という時に、青少年とは何歳かわかりにくい。そのあたりに抵抗があるようにも思える。実際何歳までなのか。

【センター長】
青少年の年齢に関しては、あくまでもチラシとしては 青少年に見ていただきたいということでチラシを作ってはいるんですけども、年齢とか一切の制限はかけてません。年齢制限はないので、逆に書けないということなのです。一般世間では子どもとという定義が３９歳以下とかいう話もしますが、そこにいたっては境界線はないです。

【委　員】
言葉自体が青少年という言葉のとらえ方が変わってきているのだろうと思うんですね。そういう意味ではもう少しくだけた表現というのがあるのではないか､子どもたちなら子ども、青少年なら何となく２０代大学生くらいまでという、就職すれば大人かなという感覚があるが、そういう感覚が今ちょっと若い人たちにはずれているのかもわからない。表現方法というのが今適切なものがあればそういうくだけた表現があれば使いやすいのかなと思うのですけど。

【委員長】
両委員からご質問あった点は大事な局面だと思うんですね。要はたくさんの人に知っていただくということが末次委員がおっしゃった。さあ、それでは相談するにはどうしたら相談しやすいんだという、いわゆる気軽に相談できる道筋をということが金井委員さんがおっしゃっているのだと思いますんで、事務局の方で今後もそういう視点でご検討いただいたらと思います。

【委　員】
保護司なさっている先生の方にお聞きしたい。子供は生まれてから悪いわけではない。どこかで何かがあって、また戻ることにもなるんだろうけど、いろいろ出会ってて、どういうことで曲がってしまうのか、わかる範囲で教えてほしい。

【副委員長】
一括りにはいかないですが、やはり家庭環境が一番大きい。それと友達関係ですね。そこから引き込まれて悪い方について行ったりとかですね。若い子らの話聞きますと、保護観察所からいろんな書類もらうんですが、家庭の様子だとか、友達関係がよくなかったりとかそういうことが多いです。そこにSNSでの連絡を取りあい、興味を持って入ってしまうとかですね。

【委　員】
世の中には本当に悪い子がいるんですね。どうしてこんな子がいるのだろうというのが。

【副委員長】
それぞれですね。例えば更生施設があるんですよ。少年鑑別所。そこで指導されてる方で、そこで曲がりかけてるその少年がびっくりするくらい更生した、そういう場合もあるんです。中には少年鑑別所に入ってから「もう、俺はもうカンベやめるんや。」と箔つけて生活する子もたまにはいるんですが。
それから去年の研修でありましたようにSNSに関しましては帝塚山大学の日置慎治先生、PTAの講習の中で保護司会もよく呼ぶんです。各学校でも取り組んでもらったらなかなかわかりやすく説明してもらえるのでいいかなと思います。

【委員長】
ほかの方はいかがでしょうか。
さきほど報告がありました件についてはご了承いただけますか。
ありがとうございます
日程４　その他に入らせていただきます。

【事務局】
お手元の資料の最後に令和７年中（１月～１２月）少年非行の概況という資料を綴じております。
少年非行の概況の見出しの下に令和７年（１月～１２月）に県内で検挙・補導された非行少年の総数は６０７人で、前年に比べ１２．４％増加となり、令和３年以降連続で増加しています。特に、触法少年については、前年に比べ８８人増加し、４４．７％の増となっています。さらにその触法少年を罪種別で見ると（裏面の真ん中をご覧ください。窃盗犯が１３０人で最も多く、触法少年（刑法）全体の５割以上を占めており、５２．８％と最も高くなっています。
一方、依然としてインターネットで見知らぬ人と交流できるSNSや子どもたちが普段遊んでいる「オンラインゲーム」を通じて児童が事件に巻き込まれるケース、例えば、言葉巧みに誘導されて性被害に遭ったり、児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭ったり等の被害が深刻化して、被害者は小学生にまで広がっています。また、闇バイトで「掛け子」「受け子」「出し子」になり、加害者であり同時に被害者となる事例も起こっています。

このような状況を踏まえつつ、青少年センターの活動そのものも、より充実したものになるよう今後も取り組んでいきたいと考えております。

【委員長】
ありがとうございました。

【委　員】
県内の情勢ですけれども触法の少年 つまり１３歳以下で法律に触れるようなことをした少年が増えている。その中でも小６と中１今のうちにうまく導いてあげて、その子たちがそのまま大きくなるとかなり治安には影響するだろうな世代の話になってと思いますので、少年を検挙したり補導した時にはきつく叱ってます。少年を叱ることが警察の仕事かなと思ってきつく叱ってます。また、家出や行方不明みたいなものがかなり多くなっている。

【委員長】
ほかの委員さん何かございますか。
皆様方大変ご協力いただいて、スムーズに議事を進行することができました。以上で案件につきましては終了させていただきたいと思います。
事務局の方にお返しします。

【事務局】
委員長、ありがとうございました。
閉会に当たりまして、人権･地域教育課課長兼青少年センター長より閉会のご挨拶を申し上げます。

【センター長】
本日は各議題について慎重なるご審議ご意見をいただき誠にありがとうございます。また、皆様からいただいた情報等また提供いただきましてありがとうございます。皆様からのご意見等につきまして今後青少年センターの活動に取り入れられないか、より改善できないか、また、検討してまいります。よろしくお願いいたします。改めまして青少年センターは青少年の健全育成に向けて各種活動を継続して推進してまいりますので、委員の皆様のご協力いただきますようよろしくお願いいたします。本日は 誠にありがとうございました。

【事務局】
それでは、以上をもちまして、本日の運営委員会を終了させていただきます。